

第二回館山市議會定例会會議錄（第四号）



一、昭和五十四年六月二十五日(月曜日)午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十九名

- 一 番 神 田 守 隆      二 番 石 井 諒
- 三 番 綱 島 憲 治      四 番 横 溝 功
- 五 番 福 原 勳      六 番 鈴 木 活 龍
- 七 番 古 賀 礼 四 郎      八 番 石 井 昌 治
- 九 番 松 下 正 己      一 〇 番 宍 戸 寿 夫
- 一 一 番 林 豊      一 一 番 栗 原 一 雄
- 一 三 番 近 藤 好 雄      一 四 番 渡 辺 昭 夫
- 一 五 番 伊 藤 幸 太 郎      一 六 番 押 元 稔
- 一 七 番 黒 川 平 治      一 八 番 流 山 源 次 郎
- 二 〇 番 石 井 武 敏      二 一 番 吉 田 勇 治 郎
- 二 二 番 藤 田 益 治      二 三 番 菊 井 敏 博
- 二 四 番 和 田 一 郎      二 五 番 五 十 嵐 昇
- 二 六 番 伊 賀 多 朗      二 七 番 石 井 正
- 二 八 番 安 沢 徳 順      二 九 番 安 西 益 男
- 三 〇 番 山 口 康

一、出席説明員

第一号に同じ

一、出席事務局職員

第一号に同じ

一、議事日程(第四号)

昭和五十四年六月二十五日午前十時開議

日程第一 議案第三十号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第二 議案第三十一号 館山市青年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第三 議案第三十二号 館山市市官住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第四 請願第一号 城山公園にバス道路の開設と公園入口に標識設置の請願書

請願第二号 観光客誘致のため沖の島周辺整備促進に関する請願書

開 議 午前十時十二分開議

○議長(石井 正君) 本日の出席議員数二十九名、これより第二回市議会定例会第四日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

○議長(石井 正君) 日程第一、議案第三十号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務委員会委員長報告

○議長(石井 正君) ただいま議題となりました議案第三十号は去る六月二十一日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。

よつて、これより議案第三十号に対する総務委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長松下正己君御登壇願います。

(総務委員会委員長松下正己君登壇)

○総務委員会委員長(松下正己君) 去る六月二十一日開会の本会議におきまして総務委員会に付託されました議案第三十号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、二十一日委員会を招集し、慎重審議いたしましたところ、本案については本会議において市長の示された所信の趣旨を期待して、満場一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、本委員会におきまして審査の結果を御報告申し上げ、満場の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、総務委員会委員長長の報告を終わります。

○議長(石井 正君) 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑を願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

## 討 論

○議長(石井 正君) これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

一番神田守隆君。

(一番議員神田守隆君登壇)

○一番(神田守隆君) 議案第三十号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対いたします。

国保税はこれまで年々大幅な値上げが繰り返されてきたところでありますが、今回の平均二六%もの値上げはさらに市民の生活を圧迫するもの明白であります。

課税限度額を十九万円から二十二万円に改めていますが、その増加分は一六%であります。限度額を超えている高所得者には課税限度によつて、事実上の減免によつて値上げの幅は押さえられています。

国保会計は、相互扶助のためであり、所得の多い者が多く負担するのが原則であります。高所得者を優遇する課税限度額は大幅に引き上げるべきと考えます。限度を超える、いわゆる切り捨ての事実上の高所得者に対する減免額はことしの予算でも二千八百万あります。これだけの税収があれば保険税を相当に引き下げられます。

次に、国保会計の歳出の面では、事務費の超過負担三千八百万、助産費の一千五百万、葬祭費の八百八十万、育児手当の百五十万など医療と関係のない支出が見込まれています。これらは他会計に移管するか、ないしは一般会計からの繰り入れをするよう主張します。

市長は、これまで国保会計は相互扶助の原則に立つており、一般会計からの繰り入れを否定してきましたが、もはや国保会計そのものが危機に直面しているとの認識から、一般会計からの繰り入れにつき検討するとの姿勢を示したことは評価するところで

ありますが、今年度の条例改正にあつては残念ながら何らの考慮がされていません。

以上のことから、保険税軽減の立場に立ち、この条例の改正に反対いたします。

○議長（石井 正君） 以上で通告者による討論を終わります。

通告をしない議員で討論はございませんか。——討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

採決は起立により行います。

議案第三十号について委員長報告は原案可決であります。議案第三十号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井 正君） 起立多数であります。よつて議案第三十号は原案のとおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（石井 正君） 日程第二、議案第三十一号館山市青年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

文教民生委員会委員長報告

○議長（石井 正君） ただいま議題となりました議案第三十一号

は、去る六月二十一日の本会議において文教民生委員会に付託されたものであります。

よつて、これより議案第三十一号に対する文教民生委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

文教民生委員会委員長栗原一雄君御登壇願います。

（文教民生委員会委員長栗原一雄君登壇）

○文教民生委員会委員長（栗原一雄君） 去る六月二十一日開会の本会議において文教民生委員会に付託されました一議案につき二十一日委員会を招集し、議案の内容審査を行いました。その結果について御報告申し上げます。

議案第三十一号館山市青年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、全員一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました案件について御報告申し上げます。満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。文教民生委員会の報告を終わります。

○議長（石井 正君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑を願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

通告はありませんでした。討論はございませんか。——討論なしと認めます。よつて討論を終結いたします。

採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

議案第三十一号についての委員長の報告は原案可決であります。議案第三十一号を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて議案第三十一号は原案どおり可決されました。

### 議案の上程

○議長(石井 正君) 日程第三、議案第三十二号館山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

### 建設経済委員会委員長報告

○議長(石井 正君) ただいま議題となりました議案第三十二号は、去る六月二十一日の本会議において建設経済委員会に付託されたものであります。

よつて、これより議案第三十二号に対する建設経済委員会における審査の経過並びに結果につき委員長長の報告を求めます。

建設経済委員会委員長流山源次郎君御登壇願います。

(建設経済委員会委員長流山源次郎君登壇)

○建設経済委員会委員長(流山源次郎君) 去る六月二十一日開会の本会議において建設経済委員会に付託されました議案第三十二号につきまして、建設経済委員会を招集し、慎重審議の結果、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の結果並びに経過について御報告申し上げます。

地番設定ができなかつた大蔵省の土地の十戸については、今後どのように考えていくかとの問に対し、先日大蔵省の監査官から道路と建物の建っている土地を分離払い下げを受けたいというといわれており、なるべく早い時点で払い下げを受けたい。中の道路については無償払い下げを受けたい。現在地番設定については、関財のほうに二百五十分の一の図面を送つてあり、関財のほうで仕事を進めている状態にある旨の答弁があり、さらに耐用年数を過ぎた市営住宅を払い下げるといふ風評があるがどうかとの質問に対し、木造住宅については土地取得が困難であり、一団地を形成しているところはできるだけ今後中高層耐火に建てかえていくよう指導もされており、二十年経つた時点で建てかえていくというところで検討していきたい、払い下げということは考えていないとの回答を得て、全員原案可決に賛成いたしました。

以上、審査の概要を御報告申し上げ、原案可決すべきものとの結論に達しましたので、ここに建設経済委員会委員長報告といたしました。何とぞ満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石井 正君) 以上で委員長長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑を願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よつて質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告はありませんでした。討論はございませんか。——討論なしと認めます。よつて討論を終結いたします。

採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

議案第三十二号についての委員長の報告は原案可決であります。議案第三十二号を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よつて議案第三十二号は原案どおり可決されました。

### 請願書の上程

○議長（石井 正君） 日程第四、請願第一号城山公園にバス道路の開設と公園入口に標識設置の請願書及び請願第二号観光客誘致のため沖の島周辺整備促進に関する請願書を一括して議題といたします。

### 建設経済委員会委員長報告

○議長（石井 正君） ただいま議題となりました請願書は、去る六月二十一日の本会議において建設経済委員会に付託されたものであります。

よつて、これより本請願書に対する建設経済委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

建設経済委員会委員長流山源次郎君御登壇願います。

（建設経済委員会委員長流山源次郎君登壇）

○建設経済委員会委員長（流山源次郎君） 請願第一号及び請願第二号については内容審議を十分尽くし、全員一致採択すべきものと決定いたしました。

請願第一号に対する市としての見通し、考え方を伺いたしたところ、趣旨は十分理解できる、この点については市では計画を進めている段階であり、採択されればその方向に向かつて努力する旨の発言あり、同じく請願第二号についても、市の見通し、考え方を伺いたしたところ、通告質問でもお答えしたが、一部については五十三年度舗装したし、その先については県有地でもあり、防衛庁とのいきさつもあるので防衛庁と折衝しているところで、採択されればその趣旨に沿つて実現に努力したい旨の意見が述べられました。

建設経済委員会としては全員一致採択し市長に送付することと決定いたしましたので、満場の御賛同を賜りますよりよろしくお願い申し上げます。

○議長（石井 正君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑を願います。御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よつて質疑を終わります。

### 討 論

○議長（石井 正君） これより討論に入ります。

通告はありませんでした。討論ございませんか。

○一番（神田守隆君） 請願第二号の問題については、沖の島を観光資源として開発するということについては問題があるというふうに考えます。沖の島は観光資源としての価値よりも貴重な自然を残す島として、自然を保護していくべきだと考えます。

請願では道路の舗装を引き続き沖の島まで延長する、適當の場

所に駐車場を設置するとしていますが、沖の島の自然は保護すべきと考へておりますので、道路舗装については具体的には島に至る砂地の延長までであること、駐車場についてもそこいらへんで、沖の島の中につくるといふことは絶対にならないこと、沖の島の自然は保護するといふ前提に立つてすべきであるといふふうに考へます。

観光客誘致のためとはうたつていますが、道路の舗装、護岸の修理、駐車場の設置、それ自体は市民の憩いの場として必要なこととであります。観光客誘致のためとする目的に問題点を感ずるものであります。請願の内容それ自体には賛成いたします。

また、最近の報道でも、沖の島にジープで乗り入れる者があるとのことで、沖の島の自然保護の観点から、沖の島につながらる砂を取り払い、沖の島を陸地から切り離し、島には浮き橋などをつくつて渡るようにしたらよいと考へましても、私の賛成の討論といたします。

○議長(石井 正君) 他に討論ございませんか。——討論なしと認めます。よつて討論を終結いたします。

### 採 決

○議長(石井 正君) これより採決いたします。

採決は一括して行います。

請願第一号及び第二号についての委員長の報告は採択すべきであるとするものであります。

請願第一号及び第二号を委員長の報告どおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よつて請願第一号及び第二号は採択すべきものと決しました。

閉

会 午前十時二十九分閉会

○議長(石井 正君) 以上で本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。よつてこれにて第二回市議会定例会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

一、議案第三十号乃至議案第三十二号

一、請願第一号及び請願第二号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長 石 井 正

館山市議會議員 石 井 謙

館山市議會議員 安 沢 徳 順

